

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年七月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百一十号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令  
内閣は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行期日は、平成二十四年十月一日とする。

内閣総理大臣 野田 佳彦  
総務大臣 川端 達夫  
財務大臣 滝 実  
農林水産大臣 郡司 彰  
経済産業大臣 枝野 幸男  
国土交通大臣 羽田雄一郎

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年七月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百一十号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
内閣は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、並びに同法附則第十九条第一項第五号及び第四十七条、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八十九条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（日本郵政株式会社法施行令の廃止）

第一条 日本郵政株式会社法施行令（平成十八年政令第四百四十四号）は、廃止する。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第二条 郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。  
第二十条第一項中「もの」の下に「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）以下「平成二十四年改正法」という。第三条の規定による改正前の」を加え、同条第三項第一号中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社（施行日から平成二十四年改正法の施行の日（以下「平成二十四年改正法施行日」という。）の前日までの間にあっては、郵便局株式会社）に改め、同条第四項中「郵便局株式会社」を「郵便局株式会社及び日本郵便株式会社に」、同条の郵便局株式会社を「郵便局株式会社及び日本郵便株式会社」に改める。  
第二十一条第六号を削る。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「関係法令の適用に関する経過措置」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 平成二十四年改正法施行日前に次の表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が郵便事業株式会社に対してした同表の第三欄に掲げる免許、許可又は指定は、それぞれ、同表の第一欄に掲げる法令の規定により同表の第二欄に掲げる者が日本郵便株式会社に對してした同表の第三欄に掲げる免許、許可又は指定とみなす。

一	電波法第四条	第一欄	第一欄	第三欄
二	高圧ガス保安法第五条第一項	第一欄	都道府県知事	許可
三	計量法施行令第四十一条第四項の規定により都道府県知事に適用があるものとされる計量法第二百二十七条第一項	第一欄	都道府県知事	指定

2 平成二十四年改正法施行日前に郵便事業株式会社が次の表の第一欄に掲げる法律の規定により同表の第二欄に掲げる者に対してした届出は、それぞれ、日本郵便株式会社が同表の第一欄に掲げる法律の規定により同表の第二欄に掲げる者に対してした届出とみなす。

一	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十二条	第一欄	第二欄	地方運輸局長
二	高圧ガス保安法第五条第二項又は同法第二十七条の四第二項において準用する同法第二十七条の二第五項	第一欄	第二欄	都道府県知事
三	下水道法第十一条の二第一項又は第十二条の三第一項	第一欄	第二欄	公共下水道管理 者
四	電気事業法第四十一条第一項又は第四十二条第三項	第一欄	第二欄	経済産業大臣

3 平成二十四年改正法施行日前に郵便事業株式会社がした次に掲げる占有又は行為は、それぞれ、日本郵便株式会社がした占有又は行為とみなす。

- 一 道路法第三十二条第一項又は第二項の規定により道路管理者がした許可に基づく占有
- 二 都市公園法第六条第一項又は第二項の規定により公園管理者がした許可に基づく占有
- 三 海岸法第七条第一項の規定により海岸管理者がした許可に基づく占有
- 四 下水道法第二十四条第一項の規定により公共下水道管理者がした許可に基づく行為又は同法第二十九条第一項の規定により都市下水道管理者がした許可に基づく行為
- 五 河川法第二十四条又は第二十六条第一項の規定により河川管理者がした許可に基づく占有又は行為

附則第四条中（昭和二十六年法律第八十五号）を削る。

附則第十二条第一項中「承継会社」を「日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」に改める。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第三条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）の一部を次のように改正する。  
第四十八条の二第一項第二号中「及び」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて）を加え、を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局）を、の業務を行うもの」に改める。

（公職選挙法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。  
一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九十九条の五及び第九十九条第九項  
二 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三条第一項第五号  
三 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第四条、第六条及び第六条の二（見出しを含む。）